

令和6年9月10日

入札説明書等に対する質問回答(第1回)

事業名:国道171号幸電線共同溝PFI事業

「国道171号幸電線共同溝PFI事業 入札説明書等」に関する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	事業費の算定及び支払い方法	3	第1章	2		事業費の内訳	<p>表1 事業費の内訳 の建中金利について、貴局が設定している建中金利の利率について開示をお願いします。</p> <p>また、その設定根拠についても、開示をお願いします。</p> <p>現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。建中金利の利率は、貴局の考え方を知る要素であり、民間企業の事業参画の大きな判断要素になります。</p>	<p>建中金利の開示はしません。</p> <p>なお、建中金利の利率については、入札書の提出締切月の1日時点における短期プライムレート(最頻値)を設定しています。</p>
2	事業費の算定及び支払い方法	4	第2章	3	(1)	施設整備費	<p>貴局が設定しているスプレッドの利率について開示をお願いします。</p> <p>また、その設定根拠についても、開示をお願いします。</p> <p>現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。スプレッドの利率は、貴局の考え方を知る要素であり、民間企業の事業参画の大きな判断要素になります。</p> <p>これまでの電線共同溝PFI事業では、北海道開発局・北陸地方整備局・四国地方整備局・中部地方整備局でスプレッドを公表されているので、同様に開示をお願いします。</p>	<p>スプレッドの利率については、開示しません。</p> <p>なお、基準金利にスプレッドを加えた割賦金利は2.214%で想定しています。</p>

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
3	事業費の算定及び支払い方法	4	第2章	3	(1)	施設整備費	イ(イ)「基準金利」のスプレッドにつきまして、0.8%以上のスプレッド設定をお願いします。我が国の国債金利(15年もの)は、過去15年の推移で約1.9%~0%変動しています。 一方、民間の金融機関から資金調達する場合、長期でも10年毎に融資金利を見直すことが一般的であり、15年固定の融資は極めて稀で、その場合の金利は極めて高い利率が設定となります。 これら市場の実勢を踏まえ、金利変動リスクを吸収できるスプレッドの設定をお願いします。	スプレッドの利率については、開示しません。 なお、基準金利にスプレッドを加えた割賦金利は2.214%で想定しています。
4	事業費の算定及び支払い方法	4	第2章	3	(1)	施設整備費	ア 施設費について 割賦払い期間は施設整備期間と同期間(8年)もしくは10年を要望します。 「令和15年4月1日(引渡し年度の翌年4月1日)以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計(施設整備費)が均等になるよう、年1回、全15回に分けて支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。貴局も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加します。 8年もしくは10年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。また、割引率の低い、近年のVFM算出条件においては、割賦期間が短縮されることで、割賦手数料が削減されVFMが出やすくなります。	入札説明書 添付6「事業費の算定及び支払い方法」のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
5	事業費の算定及び支払い方法	4	第2章	3	(1)	施設整備費	<p>金利の支払いについて、維持管理期間の途中段階でも、基準金利の見直しを行うようご検討をお願いします。</p> <p>案1) 施設引渡日以降、5年毎に基準金利を見直す 案2) 基準金利が0.5%以上変動した段階で見直す</p> <p>「基準金利は、本施設の引渡予定日(令和15年3月31日)(以下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。」とありますが、現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが高いため事業参画が非常に難しいです。15年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。</p> <p>また、金利変動のリスクが低減されることで、事業参画の意欲向上に繋がると考えられるため、維持管理期間の途中段階で、基準金利の見直しを行うようご検討をお願いします。</p>	入札説明書 添付6「事業費の算定及び支払い方法」のとおりとします。
6	入札説明書	19	第4章	5	(5)	入札価格の記載	<p>第2章3(6)において維持管理期間は「令和15年4月1日～令和30年3月31日」と記載がありますが、入札価格の割賦手数料の基準金利は国債金利20年ものを基準金利とするという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>入札説明書添付6「事業費の算定及び支払い方法」第2章3. (1)イ(イ)に記載のとおり、国債金利15年ものとしています。</p> <p>なお、入札説明書の第4章 5(5)の基準金利に関する記載を訂正します。</p>
7	事業者等が付す保険等	1 2 3	第1章	1 2 3	(3) (3) (3)	付保条件	<p>設計・建設工事契約履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間(引渡前倒予定日)までの契約としてよろしいでしょうか。</p>	<p>調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の提案期間に応じ、契約してください。</p>

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
8	事業者等が付す保険等	1 2 3	第1章	1 2 3	(3) (3) (3)	付保条件	事業者や構成企業が毎年契約している、設計・建設工事契約履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険があり、今回の付保条件を満たすと判断された場合は、既存の保険を利用することで、本PFI事業に特化した保険に加入する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。(なお、期間は担保できないので毎年契約書を提示することを前提としています)	付保条件を満たすことが確認できれば改めて加入する必要はありません。
9	事業者等が付す保険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	⑤「保険金額は、本施設の工事費(消費税を含む。)」とありますが、保険会社に問合せした結果、日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いております。 支払限度額を設定してよろしいでしょうか。 《限度額(例)》 保険金額:1事故限度額5,000万円(期間中限度額1億円)	保険金額は、本施設の工事費(消費税を含む)としてください。 支払限度額の設定は可能とします。
10	要求水準書	49	第3章	3	(8)	交通安全管理	交通誘導警備員の計上について、A1名、B2名、交替要員のA1名の計4名/日の認識でよろしいでしょうか。また、警察及び地元住民等からの要請により、交通誘導警備員の配置人数を増やす場合は、設計変更の対象になるとの認識でよろしいでしょうか。	交通誘導警備員の計上についてはご理解のとおりです。配置人数の変更に関しては近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。
11	要求水準書	13	第2章	2	(2)	試掘調査	交通誘導警備員の計上について、A1名、B2名、交替要員のA1名の計4名/日の認識でよろしいでしょうか。また、警察及び地元住民等からの要請により、交通誘導警備員の配置人数を増やす場合は、設計変更の対象になるとの認識でよろしいでしょうか。	交通誘導警備員の計上についてはご理解のとおりです。配置人数の変更に関しては近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
12	要求水準書	3	第1章	8	(2)	工事業務	道路照明が工事業務対象となっておりますが、照明を途切れさせないため、新設した道路照明を架空線対応で点灯し、既設道路照明を工事業務期間中に撤去してもよろしいでしょうか。その際の架空線設置費用については設計変更対応との認識でよろしいでしょうか。	道路照明工事は、当初契約の工事内容には、含まれておりませんが、関係機関と調整が整えば追加施工する予定です。 なお、要求水準書の第1章7(3)の記載内容を訂正します。 架空線設備費用については、近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。
13	要求水準書	30	第3章	1	(14)	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	熱中症対策に資する現場管理費の補正は、本工事期間中の補正値を算出し、変更契約において行うものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	30	第3章	1	(14)	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事となっておりますが2次審査資料提出時の見積金額に現場管理費の補正を反映させるのでしょうか。もしくは設計変更での対応となるのでしょうか。2次審査資料提出時の見積金額に反映させるのであれば真夏日率及び補正率をご提示いただけますでしょうか。	熱中症対策に資する現場管理費の補正については、2次審査資料提出時の見積金額に現場管理費の補正を反映は行わず、設計変更の対象とします。
15	入札時積算数量図面書	41	工事数量総括表			道路工事完成図書等作成	「測量業務積算基準」、「設計業務等積算基準」に基づき計上すると認識していますがよろしいでしょうか。 また、直接人件費等算出方法についてご教示願えますでしょうか。	「設計業務等積算基準」に基づき算出しています。道路工事完成図書等作成については、1km当りで主任技師0.1人、技師(C)1.0人、技術員2.0人を想定しています。
16	見積参考資料	8	(事前調査業務)			2. 歩掛	【後日提示】と記載されていますが、どのような方法での通知となるのでしょうか。また、具体的な時期をお教えてください。	見積により採用した歩掛等については、競争参加資格確認結果の通知日に、近畿地方整備局ホームページの掲載により公表する予定です。
17	見積参考資料	13				交通管理工(夜間)	交通専門誘導員の総人数および警備員Aと警備員Bの内訳をご提示いただけますでしょうか。	競争参加資格確認結果の通知日に、近畿地方整備局ホームページの掲載により公表する予定です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
18	見積参考資料	61				3. 見積歩掛(工事)	【後日提示】と記載されていますが、どのような方法での通知となるのでしょうか。また、具体的な時期をお教えてください。	見積により採用した歩掛等については、競争参加資格確認結果の通知日に、近畿地方整備局ホームページの掲載により公表する予定です。
19	見積参考資料	62				4. 施工歩掛	【後日提示】と記載されていますが、どのような方法での通知となるのでしょうか。また、具体的な時期をお教えてください。	見積により採用した歩掛等については、競争参加資格確認結果の通知日に、近畿地方整備局ホームページの掲載により公表する予定です。
20	見積参考資料	64・65				見積参考資料(材料単価等)	『本工事において使用する資機材等のうち単価設定した材料単価等は下記のとおりである。』とあり、備考欄に【後日提示】と記載されていますが、どのような方法での通知となるのでしょうか。また、具体的な時期をお教えてください。	見積により採用した歩掛等については、競争参加資格確認結果の通知日に、近畿地方整備局ホームページの掲載により公表する予定です。
21	入札説明書	22	第5章	3	(3)	開札	「入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。」とありますが、最低制限価格の基準はありますでしょうか。	最低制限価格は設けておりません。
22	要求水準書	8	第2章	1	(3)	業務期間	「調査・設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画することとする。」とありますが、予定価格算出の際に設定した設計期間について今後、提示されるという認識でよろしいでしょうか。	設計期間については、1年を想定しています。
23	様式集及び記載要領				様式2-9①	見積提出依頼書	6.その他「見積により採用した歩掛等については、見積参考資料として周知します。」とありますが、周知する時期について具体的にご教示お願いします。事業費算出に係るため、可能な限り早期の周知をお願いします。	見積により採用した歩掛等については、競争参加資格確認結果の通知日に、近畿地方整備局ホームページの掲載により公表する予定です。
24	入札時積算数量図面書					数量総括表	適用単価は、入札書の提出締切日時点を採用するという理解でよろしいでしょうか。	適用単価は、入札書の提出締切月時点を採用しております。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
25	入札時積算数量 図面書	6 ～ 8				数量総括表(調査・設計業務)詳細設計業務	設計単価の適用年度は、積算時には令和6年10月を採用しますが、業務開始後には令和7年の単価を採用するという理解でよろしいでしょうか。	詳細設計業務に適用する単価は、令和6年度設計業務委託等技術者単価及び令和6年度公共工事設計労務単価とします。業務開始後もしくは契約締結後、令和7年度設計業務委託等技術者単価及び令和7年度公共工事設計労務単価を採用する場合は、近畿地方整備局より別途連絡します。
26	入札時積算数量 図面書	8				数量総括表(調査・設計業務)詳細設計業務	・旅費交通費(率計上・宿泊無)1式に適用される率及び上限額は、下記の内どちらでしょうか。 1.「調査・計画業務」＝直接人件費の1.49%、上限59.7万 2.「土木設計業務」＝直接人件費の0.63%、上限24.4万	旅費交通費(率計上・宿泊無)1式に適用される率及び上限額については、「土木設計業務」＝直接人件費の0.63%、上限24.4万となります。
27	入札時積算数量 図面書	8				数量総括表(調査・設計業務)詳細設計業務	・電子成果品作成費1式に適用される、下記計算式のうちいずれの適用を想定されているかお示しいただけないでしょうか。 (1)概略設計、予備又は詳細設計 (2)その他の設計業務	電子成果品作成費1式に適用される、計算式の条件については、概略設計、予備又は詳細設計を想定しています。
28	入札時積算数量 図面書	60 ～ 67				電線共同溝平面図(1) ～(8) (121葉之内2～9)	・柱状機器柱が計画されていますが、応力計算が発生した場合には、各部設計における地上機器部詳細設計が設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。
29	入札時積算数量 図面書	60 ～ 67				電線共同溝平面図(1) ～(8) (121葉之内2～9)	図面では連続照明施設と考えられる照明の配置および配線が計画されていますが、数量総括表には交差点照明施設詳細設計のみの記載となっています。 連続照明施設を設計する場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	連続照明施設を設計する予定はありませんが、必要が生じた場合は、近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。
	入札時積算数量 図面書	6				数量総括表:詳細設計業務		
30	入札時積算数量 図面書	84				道路平面図(1)	道路平面図(1)に「歩車道境界ブロックについては、撤去品の再利用とする」と記載されているが、経年劣化に伴い、再利用不可な場合は、設計変更協議対象となりますでしょうか。	近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
31	入札時積算数量 図面書	92				舗装平面図(1)	本図面に記載されているとおり、本事業での舗装本復旧工事は部分的なもので、掘削箇所の一部は仮復旧の状態工事業務を完了させるとの認識でよろしいでしょうか。	本事業範囲における舗装の本復旧については、関係機関と調整が整えば追加施工する予定です。
32	要求水準書	2	第1章	7	(2)	本施設の概要	現地にある、道路大型標識は、本事業の対象外と捉えてよろしいでしょうか。また、新たな道路標識等の設置は無いと捉えてよろしいでしょうか。さらに、道路標識等の設計が必要になった場合は、設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	現地にある道路大型標識は撤去復旧及び移設の対象としていません。また、新たな道路標識の設置等については想定していませんが、設計が必要となった場合は近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。
33	要求水準書	3	第1章	7	(3)	解体撤去・復旧・移設 対象施設	事業対象区域において、地下埋設部の老朽化等による更新工事で把握されているものがありますでしょうか。	現時点で、地下埋設物の更新工事の予定はありません。
34	要求水準書	35	第3章	3	(23)	道路照明設備	「道路照明設備については、関係機関と調整が整えば追加施工する予定である。」と記載されていますが、調整が遅れ、施工が遅れた場合は、要求水準書ページ71(4)抜柱完了時期に記載されている完了時期を延長していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。
35	要求水準書	37	第3章	3	(3)	工事現場発生品	撤去、運搬するVU管は再使用を想定されていますでしょうか。もしくは運搬車両の荷台に載る状態であれば荷姿について特に指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、撤去、運搬するVU管は本工事での再使用は想定していません。後段については、ご理解のとおりです。
36	要求水準書	52	第3章	3	(15)	配合	「本工事に使用するコンクリート(超速硬)の規格は次のとおりとする。」とありますが、超速硬コンクリートについては移動プラント車による現場打ちとし、即日道路規制を解除するという認識でよろしいでしょうか。	超速硬コンクリートについては人力による現場打ちを想定しており、また即日道路規制を解除することを想定しています。 具体的には、近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。
37	要求水準書	72	資料1			用語の定義	キ 事業期間の終了日は「本契約が終了した日又は令和30年3月31日のいずれか早い方の日」でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。 要求水準書の資料1のキ「事業期間」の記載内容を訂正します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
38	入札時積算数量 図面書	13	電線共 同溝	仮設工			仮設工において、覆工板設置・撤去等の工程が含まれておりません。特殊部設置等において、覆工板設置・撤去が必要となった場合は設計変更協議対象と考えてよろしいかご教示願えますでしょうか。	近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。
39	見積参考資料	3	電線共 同溝	仮設工	試掘工	試掘調査費(夜間)	試掘実施箇所103箇所の具体的な場所について、今後、提示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、関係各所との協議の結果、試験掘実施箇所が増加した場合は設計変更協議の対象との認識でよろしいでしょうか。	試掘の箇所については、添付9(入札時積算数量図面)の道路平面図1~7の電力柵と通信柵の位置を想定しています。なお、関係機関等との協議により増減が生じた場合は、設計変更協議の対象となります。
40	見積参考資料	3	電線共 同溝	仮設工	試掘工	試掘調査費(夜間)	試掘箇所について、非開削探査を利用し合理的と判断された費用については非開削探査費用を含めて設計変更対象という認識で宜しいでしょうか。	近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。
41	その他						所轄警察署との協議結果により、交通規制車が必要となった場合は、設計変更協議対象となりますでしょうか？	近畿地方整備局(大阪国道事務所に置く予定の監視職員)と協議願います。
42	事業契約書(案)	11	第2章	第20条		事業者の総括06代理人	「事業者の総括代理人」は、資格要件の必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	20	第3章	1	(4)	配置技術者	本事業で配置する現場代理人の条件の指定(資格等)はございますでしょうか。また、現場代理人は工事企業からの選出でしょうか。	前段については、条件の指定はございません。後段については、ご理解のとおりです。
44	要求水準書					表紙	表紙が要求水準書(案)となっていますが別途、要求水準書が公表されるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の(案)を削除します。要求水準書の表紙を訂正します。
45	要求水準書	3	第1章	7	(3)	解体撤去・復旧・移設 対象施設	移設対象施設として地下埋設物(水道、ガス(低圧))、信号・感知器等が示されていますが、移設対象施設の移設箇所や範囲並びに当該施設の管理者との協議の進捗について事業契約締結後に情報共有して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	移設対象施設の移設箇所や範囲並びに施設の管理者との協議の進捗については、契約後に貸与する「大阪国道北部管内電線共同溝設計業務」の成果により情報共有します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
46	要求水準書	8	第2章	1	(1)	一般事項	「(前略)電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする」とありますが、「地域住民等関係機関」とはどのような機関を想定しているのかご教示願います。	本事業を円滑に進めるために調整が必要となる地域住民及び関係機関を想定しています。
47	要求水準書	17	第2章	4	(5)	占用業者等との電線共同溝の協議	記載されている占用業者がすべてと認識でよろしいでしょうか。	現時点では記載している占用企業を想定していますが、詳細設計の際に、再度確認し、詳細設計成果に反映して下さい。
48	要求水準書	17	第2章	4	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「引込設備の設計を依頼」とありますが、依頼対象範囲は、官民境界から民地部に設ける設備との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	21	第3章	1	(6)	完成検査及び完成(引渡)検査	完成検査において、中間検査の有無についてご教示願います。また、中間検査が各年度に行われる場合、中間検査で確認した部分については、完成検査時の確認を省略できるとの認識でよろしいでしょうか。	中間技術検査については予定していません。
50	見積参考資料	11					「この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。」とありますが、技術提案した内容を踏まえ、見積参考資料の内容を変更してもよろしいでしょうか。	技術提案の内容が見積参考資料にない場合も、見積参考資料は変更しません。
51	その他						本事業は、情報共有システム活用の対象事業でしょうか。	ご理解のとおりです。